

建設リサイクル法に基づく届出について

建設工事の発注者及び施工者は、工事規模が下表以上の場合には、次の届出等を行った後に分別解体等を実施しなければなりません。

※1 **山形市内の工事の場合**は、山形市役所の建築指導課に届出してください。

※2 **天童市内**での、建築基準法第6条第1項第4号に規定する建築物（木造の住宅等）の解体工事の場合は、天童市役所建設部建設課に届出してください。

工事の種別	工事の規模等	届出書の添付書類※
建築物の解体工事の場合	延べ床面積 80㎡以上	別表1 建設業許可書又は解体工事業登録通知書の写し
建築物の新築工事の場合	延べ床面積 500㎡以上	別表2 建設業許可書の写し
建築物の維持・修繕工事の場合	請負代金（税込み） 1億円以上	同上
その他の工作物に関する工事の場合 （土木工事も含む）	請負代金（税込み） 500万円以上	別表3 建設業許可書の写し

※ 各工事に共通する届出書の添付書類

- ① 案内図（工事現場の場所がわかるもの）
- ② 設計図又は写真（建築物等の概要を把握できるもの）
- ③ 工程表（届出書の5. 工程の概要に「別添のとおり」と記載した場合は添付してください。）

【届出等の概要】

- 1 工事に着手する7日前までに総合支庁建築課に「**届出書**」を提出してください。
- 2 公衆の見やすい場所に標識（解体工事業登録票もしくは建設業の許可票）を掲示してください。
- 3 標識には建築課で交付される届出済シールを所定の場所に貼付して下さい。
- 4 作業従事者の目につきやすい場所に「事前調査の結果」を掲示してください（石綿障害予防規則第3条）

※ 「届出書」は郵送でも提出できますが、届出済シールを返送しますので、返送先の宛名を記載した定形封筒に80円切手を貼って同封してください。
返信封筒の同封が無かった場合は、建築課に受取りに来ていただきます。

※ 届出についての詳細や届出様式のダウンロード（excelファイル）は、[山形県建設リサイクルホームページ](#)をご覧ください。

（この記事に対するお問い合わせ）

担当課：村山総合支庁建設部建築課

担 当：審査指導担当

TEL：023-621-8235 / FAX：023-634-9204